

2016年2月発効 スポット募集のご案内

～全労済北海道本部・全労済自治労共済本部北海道支部によるスポット募集実施中～



全日本自治団体労働組合
北海道本部
〒060-0806 札幌市北区
北6西7北海道自治労会館
電話 011-747-3211
FAX 011-700-2053
編集・発行 佐々木直人

じちろう共済特集号
住まいる共済
2月スポット募集のご案内



全労済の

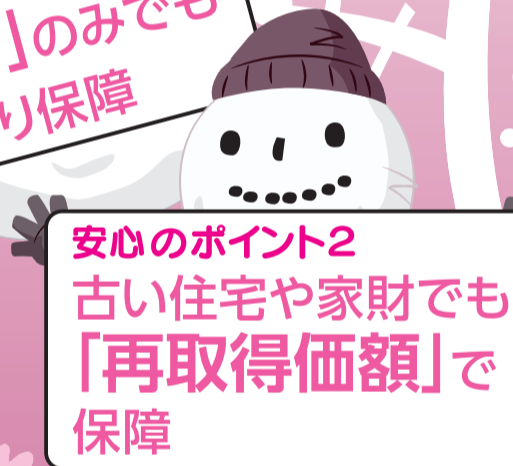
住まいる共済

◎新火災共済・◎新自然災害共済

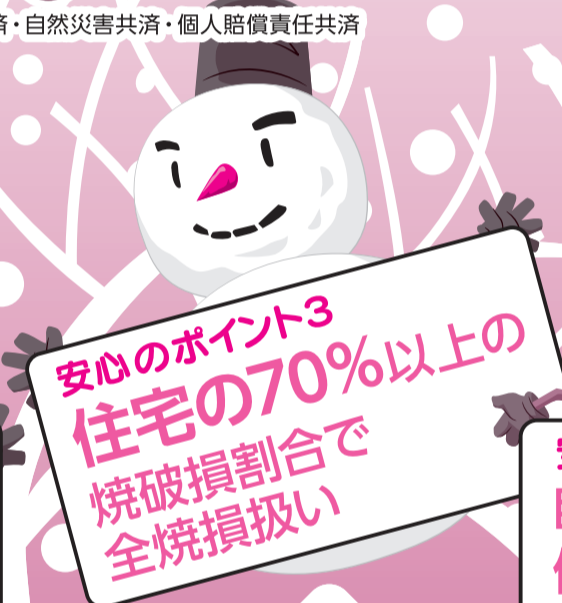
風水害等給付金付火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済



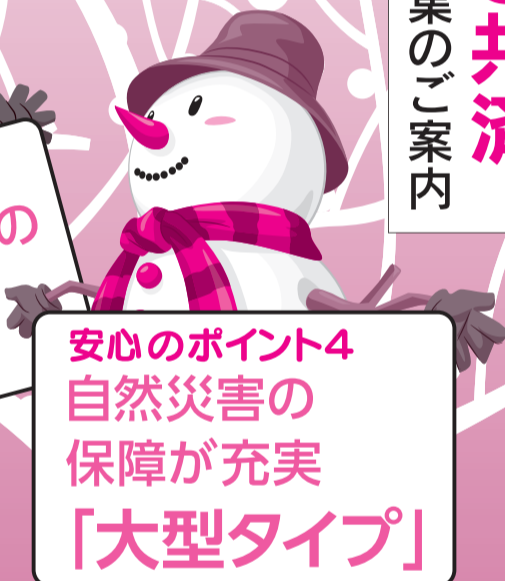
安心のポイント1
「家財」のみでも
しっかり保障



安心のポイント2
古い住宅や家財でも
「再取得価額」で
保障



安心のポイント3
住宅の70%以上の
焼破損割合で
全焼損扱い



安心のポイント4
自然災害の
保障が充実
「大型タイプ」

「全労済の住まいる共済」は、◎新火災共済と◎新自然災害共済を合わせた呼び名です。
火災、風水害、地震など、さまざまなリスクから「住宅」と「家財」を守る保障です。

2016年2月発効スポット募集スケジュール

■ 募集締切日:2015年12月11日(金) ■ 効力発生日:2016年2月1日
■ 提出先:各単組(所属の組合) ※詳細につきましては、リーフレットをご覧ください。
(お手もとにない場合は所属の組合にお問い合わせください。)

共済契約期間 2016年2月1日⇒2016年7月末日

※以降、1年更新

制度内容・掛金は2・3面をご覧ください

おすすめの

特約については4面を
ご覧ください

全労済北海道本部が取り扱う 住まいる共済制度概要と掛金のご案内

新 火災共済

火災など

- 火災
- 落雷
- 破裂・爆発
- 突発的な第三者の直接加害行為 (損害額5万円以上)
- 他人の住居からの水ぬれ
- 消火作業による冠水・破壊
- 他人の車両の飛び込み
- 建物外部からの物体の落下・飛来

マンション構造専用 風水害保障なしタイプ

風水害リスクの低いマンションのために風水害保障を不担保にした保障です。

掛金がお手頃で家計にやさしいタイプです。

※新自然災害共済に加入した場合も、風水害保障は不担保になります。

新自然災害共済の加入で 風水害などの保障が、 より手厚くなります。

風水害など

- 暴風雨
- 突風・旋風 (竜巻含む)
- 台風
- 高波・高潮
- 洪水
- 豪雨・長雨
- 雪崩
- 降雪
- 降ひょう
- 左記による地すべりもしくは土砂崩れ

新自然災害共済の保障の範囲

新 自然災害共済

- 新自然災害共済のみのご加入はできません。
- 標準タイプ、大型タイプの2種類があります。

地震など

- 地震による損壊
- 地震による火災
- 噴火による損壊
- 噴火による火災
- 津波による損壊

盗難による損害

- 盗難による盗取・汚損・損傷が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合

新 火災共済

最高保障額は加入内容にもとづき異なります。

火災等共済金

火災などのとき

契約期間中に火災、落雷、他人の住居からの水ぬれなどにより住宅・家財に損害が生じたとき。

最高保障額 **6,000万円**
(600口加入の場合)

プラス15%の臨時費用共済金をお支払い (200万円限度)*

風水害等共済金*

風水害などのとき

契約期間中に暴風雨、突風、台風、高波などにより住宅・家財に損害が生じたとき。

最高保障額 **300万円**
(600口加入の場合)

プラス15%の臨時費用共済金*をお支払い*

※臨時費用共済金…罹災後の臨時の支出に充てる費用としてお支払いする共済金です。

PLUS!

新 自然災害共済

最高保障額は加入内容にもとづき異なります。

風水害等共済金*

風水害などのとき

契約期間中に暴風雨、突風、台風、高波などにより住宅・家財に損害が生じたとき。

大型タイプ 最高保障額 **4,200万円**

標準タイプ 最高保障額 **3,000万円**
(600口加入の場合)

地震等共済金

地震などのとき

契約期間中に地震、噴火、津波などにより住宅・家財に損害が生じたとき。

大型タイプ 最高保障額 **1,800万円**

標準タイプ 最高保障額 **1,200万円**
(600口加入の場合)

※(マンション構造専用(風水害保障なしタイプ))について…*がついている共済金は、風水害等による損害の場合は対象外となります。

家財のみでもご加入いただけます
家族全体の家財はあなたの想像
以上にあります

掛金

1口あたりの掛金 [2月発効例]

建物構造区分	新火災共済	新自然災害共済	
		標準タイプ	大型タイプ
木造構造	35円	55円	83円
鉄骨・耐火構造	20円	35円	53円
マンション構造	15円	30円	45円
風水害保障なしタイプ	13円	28円	40円

中途加入するときの(1口あたりの)掛金表

※特約の中途加入掛金表については、リーフレットをご覧ください。

住宅構造	区分	2月1日発効	3月1日発効	4月1日発効	5月1日発効	6月1日発効	7月1日発効
木造構造	火災共済	35円	30円	24円	18円	12円	6円
	自然災害共済・標準タイプ	55円	47.5円	38円	28.5円	19円	9.5円
鉄骨・耐火構造	火災共済	20円	17.5円	14円	10.5円	7円	3.5円
	自然災害共済・標準タイプ	35円	30円	24円	18円	12円	6円
マンション構造	火災共済	15円	15円	12円	9円	6円	3円
	自然災害共済・標準タイプ	30円	27.5円	22円	16.5円	11円	5.5円
マンション構造 風水害保障なしタイプ	火災共済	13円	12.5円	10円	7.5円	5円	2.5円
	自然災害共済・標準タイプ	28円	25円	20円	15円	10円	5円

※解約返戻金は、上表の共済期間満了までの月数を既経過共済期間に読み替えて(1カ月に満たない端数日は切り上げとなります)算出します。

- 住宅のみの加入、家財のみの加入もできます。
- 新自然災害共済は新火災共済に付帯してのご契約となります。新自然災害共済のみのご契約はできません。
- 新自然災害共済の標準タイプと大型タイプはお申し込みの契約ごとに選択することができます。
- 住宅・家財それぞれ偶数口数でお申し込みください。
- 新自然災害共済は、住宅・家財ごとに新火災共済の口数と同口数または、1/2口数(口数が奇数になった場合、偶数口数に切り上げて)でお申し込みください。

必要保障額と掛金の計算

2ステップでカンタン!

ステップ1 必要保障額の計算

必要保障額(加入基準)とは、元通りの生活を再開できるものにかかるか、その目安となるものです。

住宅の必要保障額 (持ち家)

住宅の延床面積を確認します。

1坪あたりの加入基準を確認します。

●所在地の加入基準を①に記入してください。

住宅延床面積	世帯主年齢	世帯人数	加入基準		
30歳未満	2人	3人	4人	5人以上	
4030歳未満以上	500万円	900万円	1,000万円	1,100万円	1,200万円
40歳以上	600万円	1,300万円	1,400万円	1,500万円	1,600万円
10坪未満	700万円	1,800万円	1,900万円	2,000万円	2,000万円

住宅の必要保障額を計算します。

▲他保険(共済)契約のある方は、以下の計算をしてください。

家財の必要保障額 (持ち家・賃貸住宅)

住宅の延床面積・世帯主の年齢・世帯人数をもとに家財の必要保障額を確認します。

●家財の必要保障額(加入基準)を下表から調べます。該当の加入基準を②に記入してください。

家財の加入基準	加入基準
木造構造	35万円
鉄骨・耐火構造	20万円
マンション構造	15万円
風水害保障なし	13万円

▲他保険(共済)契約のある方は、以下の計算をしてください。

ステップ2 掛金の計算 (2016年2月発効での掛金)

持ち家の方は住宅と家財の合計加入口数、賃貸の方は家財の加入口数を計算します。

住宅の必要保障額①または② + 10万円 = a

家財の必要保障額③または④ + 10万円 = b

住宅の加入口数 + 家財の加入口数 = c

掛金を計算します。建物構造区分ごとに掛金が変わります。

●火災共済の掛金額

●自然災害共済の掛金額

●付帯される特約の掛金額

●合計の掛金を計算します。

●住宅と家財の「必要保障額」の合計を計算します。

住宅の必要保障額①または② + 家財の必要保障額③または④ = 住宅・家財の合計必要保障額

※必要保障額のうち加入できる住宅4,000万円(400口)、家財2,000万円(200口)が限度です。

●合計の掛金を計算します。

A + B + C = あなたの掛金額(2月発効掛金)

※掛金計算上、端数(50銭)が発生した場合は切り上げとなります。

住まいの保障に

いろいろな損害賠償に対応する

特約がプラスできます！



選ぶなら



やっぱり
こっちよね！

自転車で衝突して歩行者にけがを負わせるなど、賠償金が高額となる事故に備える

個人賠償責任共済

しかも

1契約で
家族みんなを保障！*



掛金1,180円(2016年2月~7月掛金) で、新火災共済に30口以上加入の場合

個人賠償責任共済(最高1億円保障)を
セットできます。

※損害発生時点で、主たる被共済者と同居で、生計を一にする親族は保障の対象となります
(同居の親族でも明らかに独立した生活と認められる場合は保障の対象となりません)。

支払事由		支払限度額
・居住する住宅の所有・使用・管理に起因する偶然の事故で法律上の賠償責任を負った場合 ・日常生活に起因する偶然の事故により、法律上の賠償責任を負った場合		1億円
対人臨時費用	死亡させたとき10万円・10日以上入院をさせたとき2万円・対人事故3,000円	

●借家人(被共済者)が賃借している不動産について、貸主に対して生じた損害賠償責任は保障の対象となりません。

住んでいる共済には、他にも特約があります！

類焼損害保障特約

—近所との円滑な関係のために—

近隣住宅への類焼を保障します。

掛金 (2016年2月~7月掛金)	保障額
1,150円	最高 1億円

・新火災共済に30口以上加入している場合に
セットできます。



盗難保障特約

—新自然災害共済未加入の場合の盗難保障—

家財の盗難による損害を保障します。

掛金 (2016年2月~7月掛金)	保障額
550円	最高 300万円

・新火災共済の家財に30口以上加入している
場合にセットできます。

